

令和 6 年度

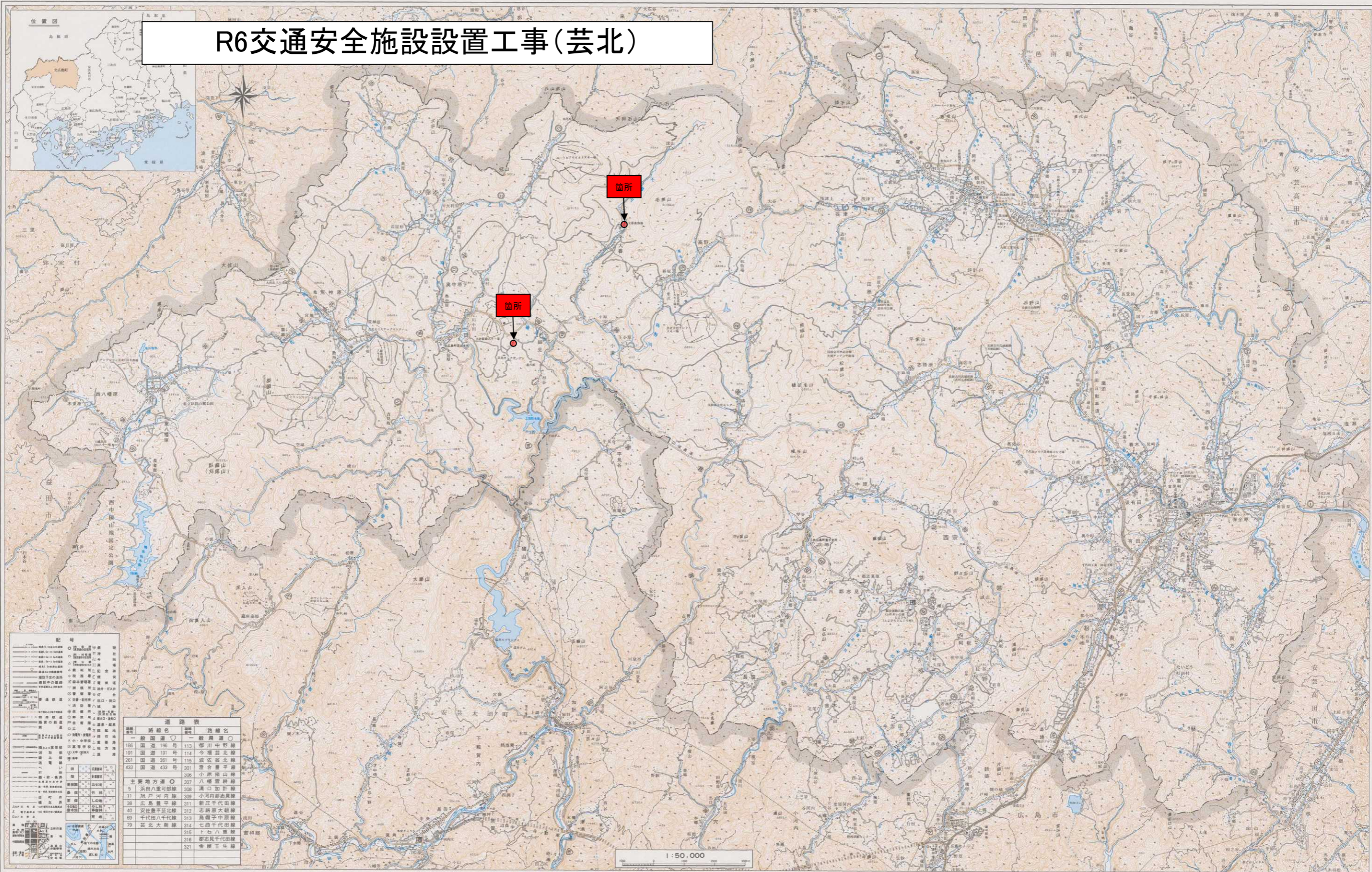
仕 様 書

北広島町

		摘 要	
工 事 番 号	R6		
幹 線 名 路 線 名 称			
施 工 場 所	北広島町 細見・大暮		
工 事 名	R6交通安全施設設置工事（芸北）		
工 事 概 要	町道筵峠線 区画線工L=1,100.0m 町道大暮東線 道路反射鏡設置 N=1.0基		

北広島町管内図

R6交通安全施設設置工事(芸北)



路線名	道路種別	道路種別
196 国道 196 号	113 都府中幹線	一般国道
191 国道 191 号	114 今瀬芸北線	一般国道
261 国道 261 号	115 波佐芸北線	一般国道
433 国道 433 号	301 豊合豊平線	一般国道
	305 小原藤山線	一般国道
	307 八幡宮線	一般国道
	308 瀬口加計線	一般国道
	309 小内内都志線	一般国道
	311 新庄千代田線	一般国道
	312 志路原大前線	一般国道
	313 鳥籠子中原線	一般国道
	314 七曲千代田線	一般国道
	315 下石八重線	一般国道
	316 藤志見千代田線	一般国道
	321 金屋王生線	一般国道

平成十七年二月作成

北広島町役場

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和5年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」によるものとする。

第2節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

第3節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、第3節(1)に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
 - (3) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
 - (4) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (5) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所10Km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
 - (2) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること

- (3) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は別記様式第2号により、承認しない場合は別記様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
 - 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、別記様式第4号により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（北広島町の休日を定める条例（平成17年北広島町条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※ 別記様式については、「広島県の調達情報」に掲載の様式に準じる。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

第2章 設計金額

第1節 排出ガス対策型建設機械の使用促進

広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和5年8月）広島版」『第1編第1章第1節1-1-1-3 2 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、排出ガス対策型（第2次基準値）以上の建設機械の使用に努めること。

なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第3章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

R6交通安全施設設置工事（芸北）

総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
道路維持工事01	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路維持工事01	1	式				
道路修繕	1	式				
区画線工	1	式				
区画線工	1	式				
溶融式区画線	1	式				
道路付属施設工	1	式			明 1 号	
道路付属物工	1	式				
道路反射鏡設置工	1	式				
直接工事費計	1	式			明 2 号	
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

R6交通安全施設設置工事（芸北）

【 第 1 号 明細書 】

溶融式区画線

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
町道笹峠線	1	式			明 3 号	
計						

